

「接続料の算定等に関する研究会(第85回)」 ヒアリング資料 (外国政府等との協定等について)

2024年5月20日

株式会社NTTドコモ

あなたと世界を変えていく。

NTT
docomo

1-1. データ役務に関する協定等を認可対象に追加することについて

- スマートフォンの普及及び利用状況等を踏まえれば、認可対象を音声役務に加えデータ役務に拡大することは一定の合理性があると考え
- 認可対象をデータ役務に拡大する場合、クラウドSIMイネーブラー等が提供するクラウドSIMを活用した国際ローミングも認可対象になるものと認識

これまでの認可対象協定等

音声

国際電話

携帯電話の
国際ローミング

衛星通信



音声

国際電話

携帯電話の
国際ローミング

衛星通信

データ

携帯電話の
国際ローミング

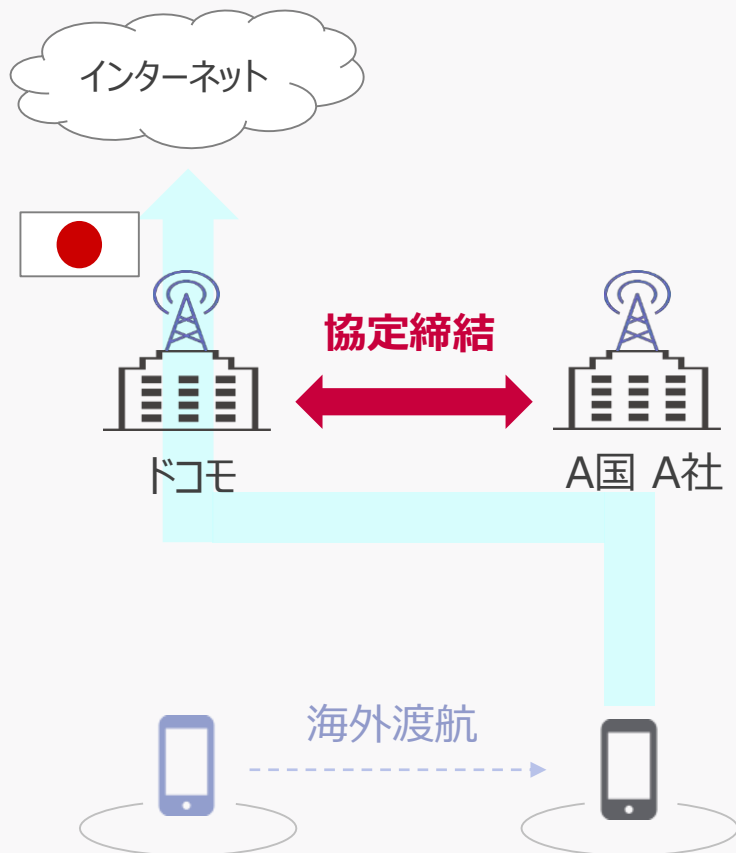
クラウドSIMの
国際ローミング

衛星通信

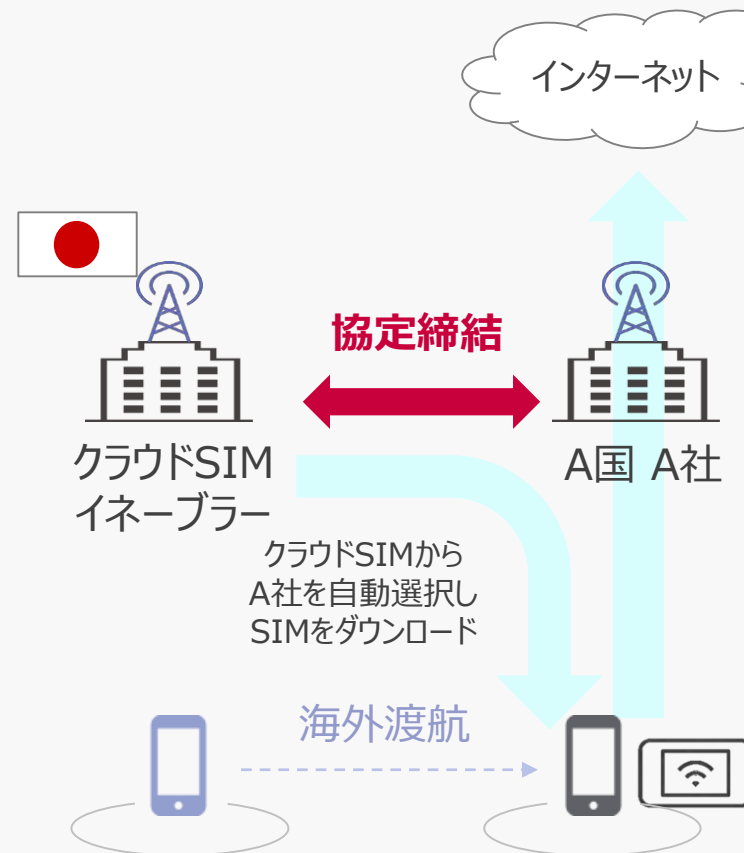
1-2. クラウドSIMの国際ローミングについて

- クラウドSIMの国際ローミングは、クラウドSIMイネーブラーが提供するクラウドSIM（渡航先のローカルSIM）を利用者が現地でダウンロードしてデータ通信を行うもの
- クラウドSIMはレンタルWi-Fiサービスでも多く活用されている

携帯電話の国際ローミング（データ）



クラウドSIMの国際ローミング（データ）

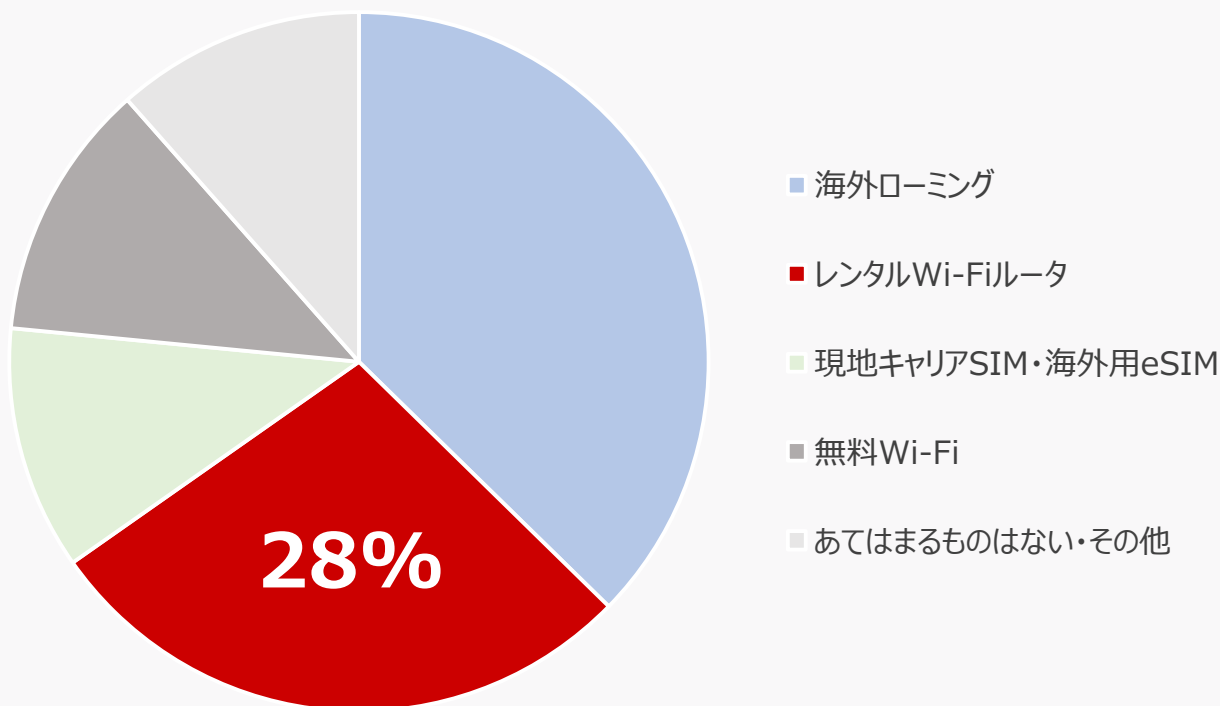


1-3. 利用者利益の影響が大きい役務の協定等に認可対象を限定することについて

SLIDE No.
3

- 当社調査によれば、レンタルWi-Fiサービスは海外渡航時に多く利用されている状況
- レンタルWi-Fiサービスは一定の規模を有し、外国法人との契約が直接利用者料金へ影響を及ぼしうるため、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務であると想定

【海外渡航時に最も多く利用した通信手段】



◆出典：当社調査（2023年12月）

- ・対象：直近半年以内に海外旅行経験のあるdポイントクラブ会員（2,836人）
- ・方法：インターネットアンケート

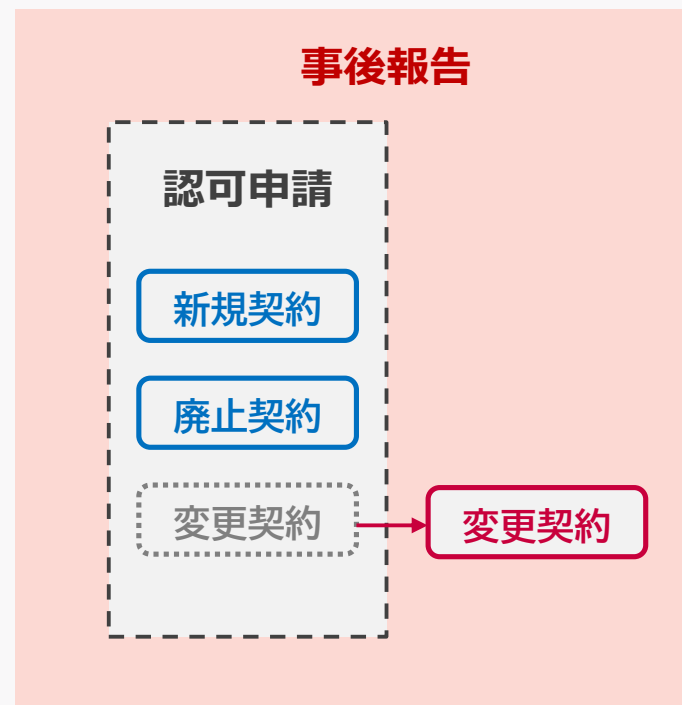
2. 事業者間精算料金の変更契約を事後報告とすることについて

- 変更契約は、税金の値上げや精算料金の値上げが大宗であるが、精算料金の改定は利用者料金の値上げにただちにつながるものではないため、認可申請の対象とせず事後報告のみとすることに賛同

23年度における変更契約の認可申請実績

構成員限り

認可申請及び事後報告の申請対象



年次報告において従前どおり全ての変更契約を報告するため、総務省において事後的に対処することが可能